

## 郵政民営化に関する意見募集の結果

郵政民営化委員会は、令和2年7月31日から同年9月2日までの期間において、「郵政民営化に関する意見募集」を行ったところ、主に以下のような意見があった。

### 寄せられた意見の数

個人 12 名、団体 11 件、合計 23 件

### 意見の傾向と主な意見（要旨）

#### 1 これまでの郵政民営化に対する評価

- 日本郵政が保有する金融二社株式について、全株式処分への道筋が示されていない、説明責任を果たすべきとの意見、政府が間接的に株式を保有していることが「暗黙の政府保証がある」との消費者の誤解を助長しているとの意見があった。
- ユニバーサルサービス提供と上場企業としての利益水準確保の両立のために、各種規制の早期撤廃が必要との意見がある一方、民間企業との公正な競争条件が確保されていない状況下で、各種規制を撤廃し業務を拡大すべきでないとの意見があった。
- 民営化によって窓口対応が良くなったなど、サービスが向上したとの意見がある一方、株式処分が速やかに行われなかったことにより新たな商品の開発ができず、かんぽ商品の不適正募集問題につながったとの意見があった。
- かんぽ生命について、公正な競争条件が確保されていない中で、加入限度額引上げや業務範囲の拡大が行われた結果、「民業圧迫」の状況となっているとの意見があった。
- かんぽ商品の不適正募集問題に関して、行政処分を受けたことは、郵政民営化のプロセスに大きなマイナスであるとともに、ガバナンス等の各種態勢整備が十分に改善し、適切に機能していることが確認・検証されていない状況下で、更なる業務内容の拡大が議論されるのは時期尚早との意見があった。

- ゆうちょ銀行の預入限度額引上げに当たって求められた貯金獲得に係るインセンティブの撤廃が実現していないとの批判的な意見がある一方、民間金融機関との ATM 相互開放等の連携・協調を進めている点を評価する意見があった。

(具体的意見 (抄))

- ・ 平成 24 年 10 月施行の改正郵政民営化法の附帯決議では、日本郵政が保有する金融二社の株式のできる限り早期の全株処分に向けて、日本郵政に具体的な説明責任を果たすよう努めることが求められているにもかかわらず、民間金融機関との間での公正な競争条件の確保の方法を含め、その道筋は依然として示されていない。
- ・ 平成 24 年改正郵政民営化法の施行により、「分社化の弊害の是正」や「郵便局における金融のユニバーサルサービスの義務化」など、郵政民営化により生じた問題点は解消されつつあるが、公正かつ自由な競争を促進し、国民の利便向上等の同法の基本理念を実現するためには、「日本郵政グループの一体経営の確保」、「金融二社への上乗せ規制の撤廃」、「ユニバーサルコストの負担」等について、さらなる検討と環境整備が必要不可欠。
- ・ 上場企業としての利益水準の確保とユニバーサルサービスの提供を両立していけるような、事業・サービスの拡充を図っていくための各種規制の撤廃を早期に実現する必要がある。
- ・ 政府が間接的に株式を保有し続けていることが、「暗黙の政府保証がある」との消費者の誤解を助長しており、かんぽ生命の不適切販売に関する問題についても、こうした信頼を背景に行われてきた一面もある。
- ・ かんぽ生命の不適正募集に関して、行政処分を受けたことは、郵政民営化のプロセスに大きなマイナスであり、顧客被害の完全復旧と業務改善計画の着実な遂行を通じて信頼を回復すること、お客さま本位を徹底することが求められる状況。ガバナンス等の各種態勢整備が十分に改善し、適切に機能していることが確認・検証されていない状況下で、更なる業務内容の拡大が議論されるのは時期尚早。
- ・ かんぽ生命と他の生命保険会社との間で、公平・公正な競争条件が確保されていない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げが行われた結果、「民業圧迫」の状況にある。

- ・ ゆうちょ銀行の預入限度額引上げに当たり、「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」の中で求められた貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により撤廃するという条件は、今なお実現していない。
- ・ ゆうちょ銀行と民間金融機関の ATM 相互開放、相互送金、投資信託運用会社の共同設立、地域活性化ファンドへの共同出資、ゆうちょ銀行による民間金融商品の販売、シンジケート・ローンへの参加など、民間金融機関との連携・協調が進んでいることは評価。
- ・ かんぽ生命保険の不正販売は、株式売却が速やかに行われなかった影響で、ニーズに合った商品が開発できなかったことが原因であり、真の民営化の遅れが社会的問題になっている。
- ・ 全国津々浦々までカバーが求められる郵政事業の赤字体質化は避けられないことを鑑みると、金融部門や保険部門を分社化したのは、失敗ではないか。今からでも再国有化に戻すべき。
- ・ 郵政民営化により、郵便局が、フランスのように様々な行政機関のサービスの窓口としての機能を担えなくなったのは残念であり、身近な国公務所としての郵便局の復活が望ましい。
- ・ 郵政民営化により、民間会社としての事業意識やサービスの向上が生まれた面は評価できる。
- ・ 民営化により、窓口対応が非常によくなった一方、かんぽ生命窓口では、知識が足りず、手続に時間がかかることが多く見受けられるため、社員教育の時間を労働時間内にしっかり確保すべき。
- ・ ゆうちょ銀行について、セキュリティ問題に対して対応が遅れている。

## 2 今後の郵政民営化への期待

- 日本郵政が保有する金融二社株式について、全株式処分への道筋の早急な明示と着実な遂行を期待する意見が複数あった。
- コロナ禍に伴い、非対面サービスの拡大、「3つの密」を避けながらの個別対応が増加することが想定され、拠出金の算定基準となるユニバーサルサービスの提供に必要な費用の対象範囲の拡充が必要であり、再検証・再検討を求める意見があった。
- 日本郵便は地方公共団体の支所業務の受託を推進しているが、関係法令により公務員でなければ提供できない業務が残っており、全業務を郵便局で扱えるように法改正等を実施していただきたいとの意見があった。
- かんぽ生命の現在の基本的なビジネスモデルの維持を前提として、他の民間保険会社との提携を商品受託に限らず、他の分野においても推進していくなど、グループという枠にとらわれることなく、民間保険会社が有する強み・特徴を活用し、提携・協調関係を更に推進することを期待する意見があった。
- ゆうちょ銀行と民間金融機関との公正な競争条件の確保を前提として、それぞれの機能やネットワーク等を活用しつつ、各地域において連携・協調を進展させ、地方創生に向けた取組が加速されることを期待する意見があった。
- 民間企業が収益を上げられずに撤退するような事業であっても、過疎地域の住民に必要なサービスについては、郵便局にその提供の継続を求める意見があった。

### (具体的意見（抄）)

- ・ 日本郵政による金融二社株式の完全売却について、具体的な道筋の早急な明示とその着実な遂行、政府保証が存在しない旨の周知を期待する。
- ・ コロナ禍に伴い、非対面サービスの拡大、「3つの密」を避けながらの個別対応が増加することが想定され、拠出金の算定基準となるユニバーサルサービスの提供に必要な費用の対象範囲の拡充が必要であり、再検証・再検討を求める。

- ・ 日本郵便は地方公共団体の支所業務の受託を推進しているが、関係法令により公務員でなければ提供できない業務が残っており、全業務を郵便局で扱えるように法改正等を実施していただきたい。
- ・ 郵政民営化委員会に対し、「公平・公正な競争条件の確保」が実現されないまま、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引上げが実施されないよう適切に判断すること、新規業務の認可にあたっては、民間会社に与える影響を公正・中立な立場から慎重に確認・検証すること、募集・管理態勢等について十分かつ適切な整備が図られているか慎重に確認することを要請する。
- ・ かんぽ生命の現在の基本的なビジネスモデルの維持を前提として、民間保険会社との提携を商品受託に限らず、他の分野においても推進していくなど、グループという枠にとらわれることなく、民間保険会社が有する強み・特徴を活用し、提携・協調関係を更に推進することを期待。
- ・ 郵政民営化委員会及び政府に対し、貯金獲得に係るインセンティブの撤廃の履行に責任を持つとともに、預入限度額の再引上げ後の預金シフト状況を的確に監視し、個々の信用組合の経営や我が国の金融システムに影響を及ぼすことがないよう注視することを期待。
- ・ ゆうちょ銀行と民間金融機関との公正な競争条件の確保を前提として、それぞれの機能やネットワーク等を活用しつつ、各地域において連携・協調を進展させ、地方創生に向けた取組が加速されることを期待。
- ・ 過疎地域においては、民間企業が収益を上げられないため撤退し、住民の利便性が下がっているが、郵便局は公共性という側面を持つため、過疎地域の住民に必要なサービスを提供する役目がある。このことを踏まえて、国民に対しサービスを提供し続けてほしい。

### 3 その他

- 提供するサービスの拡充、地域の拠点としての活用など、住民の利便性向上のために更なる郵便局の活用を求める意見があった。
- 郵便の土曜配達の休止は国民のニーズに合っていないなど否定的な意見があった。
- ユニバーサルサービス維持のため、郵便局の統廃合や税金の投入を考えるべきなど、現在の制度の再検討を求める意見があった。
- 郵便局（ゆうちょ銀行）窓口で取り扱う投資信託の商品を拡充すべきとの意見があった。

#### （具体的意見（抄））

- ・ 郵便局において、相続・ローン・資産運用に関する相談を受けられるサービスの提供、安心（見守り、ヘルスケアなど）・安全（防災など）・交流（コミュニティ活動など）の拠点、地域の拠点としての相談窓口としての活用、民営化以前のような外務職員による金融サービスの提供を実現すべき。
- ・ 郵便の土曜配達の休止は国民のニーズに合っていない。
- ・ 信書には請求書や領収書も含められ、時代のニーズにあっていない。通常、荷物の配送に請求・納品書はつきものであるし、これを信書として運べないなど、時代遅れであり、信書についても考え直す必要がある。
- ・ 郵便局には業務で郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスが義務付けられているが、現在の制度のままでは無理だと思う。まずは郵便局の統廃合または簡易郵便局（特にエリアマネジメント局）の局種変更を進めて企業努力をした上で、ユニバーサルサービスの維持は国で決めたことであるため、税金投入も考えるべき。
- ・ 郵便局（ゆうちょ銀行）で窓口販売している投資信託には問題がある。ネットで販売している一部の投資信託しかまともに資産形成できるものはない。早急に、取り扱いの拡充を関係省庁で指導していただきたい。